

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業構造変更		
資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	減資後に(株)産業再生機構及び取引金融機関による増資により資本を増強し、バス事業及びバスターミナル事業の拡大を図る。 現在の資本金 : 950 百万円 減資する額 : 855 百万円 増資する額 : 970 百万円 増資の方法 : 第三者割当方式による新株発行（一部現物出資方式を含む） 減資時期(予定) : 平成 16 年 2 月 19 日 増資時期(予定) : 平成 16 年 2 月 19 日 現物出資に係る財産の内容及び価額 財産の内容 : 貸付金 財産の価額 : (株)産業再生機構他 620 百万円 特定減資と同時に行う株式の併合 併合の内容 : 10 株を 1 株とする 併合時期(予定) : 平成 16 年 2 月 19 日	租税特別措置法第 80 条の 2(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減) 第 12 条 新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例 第 12 条の 11 資本等の減少に関する特例

事業革新		
第 2 条第 2 項第 2 号八	バスカード情報の戦略的活用により、サービスの向上を図り、収益改善及び合理化を推進する。 これにより <u>6.8%の費用削減</u>を見込み，施行指針第 8 条の「当該商品又は当該役務にかかる一単位あたりの販売費が 5 %以上低減される場合」に合致する。	